

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 行政報告
- 日程第3 議案第1号 人権尊重都市宣言の制定について
- 日程第4 議案第3号 和解について
- 日程第5 議案第4号 瑞穂市指定金融機関の指定について
- 日程第6 議案第5号 瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定について
- 日程第7 議案第6号 瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第7号 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第9 議案第8号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第9号 瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第11号 瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第12号 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第13号 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第14号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第15号 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第17 議案第16号 令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第18号 令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第19号 令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第20号 令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第21号 令和5年度瑞穂市一般会計予算

- 日程第23 議案第22号 令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
 日程第24 議案第23号 令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第25 議案第24号 令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第26 議案第25号 令和5年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第27 議案第26号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算
 日程第28 議案第27号 市道路線の認定について（その1）
 日程第29 議案第28号 市道路線の認定について（その2）
 日程第30 議案第29号 市道路線の認定について（その3）
 日程第31 議案第30号 市道路線の認定について（その4）
 日程第32 議案第31号 市道路線の廃止について

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬淵ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	森和之	副市長	梶浦要
教育長	服部照	企画部長	山本康義
総務部長	石田博文	市民部長	棚橋正則
巢南庁舎管理部長	広瀬進一	健康福祉部長	佐藤彰道
都市整備部長	桑原秀幸	調整監	宇野真也

環境水道部長 矢野隆博
会計管理者 清水千尋

教育委員会
事務局長 佐藤雅人
監査委員事務局長 西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 久野秋広
書記 廣瀬潤一

書記 河野和泉

開議の宣告

○議長（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べるできないとなっておりますので、十分注意をして発言していただきますようお願いを申し上げます。

日程第1 諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告します。

議会事務局長より報告させます。

久野議会事務局長。

○議会事務局長（久野秋広君） 議長に代わり報告します。

地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は令和5年1月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

○議長（若井千尋君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 行政報告

○議長（若井千尋君） 日程第2、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

報告第4号専決処分の報告について（損害賠償その4）を報告します。

令和5年1月6日、美来の森において破砕チップを相手方車両に積み込む際に、公用車と相手車両が接触した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき、専決処分したもの

であります。

次に、報告第5号専決処分の報告について（損害賠償その5）を報告します。

令和5年1月31日、穂積駅北駐車場に駐車した相手方車両について、30分未満にもかかわらずフラップ板が上がっていたため、出庫した際に車両の底が損傷した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき、専決処分したものであります。

以上、2件の行政報告をさせていただきました。

○議長（若井千尋君） これで行政報告を終わります。

日程第3 議案第1号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第1号人権尊重都市宣言の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号8番、新生クラブの馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となりました議案第1号人権尊重都市宣言の制定について御質問をさせていただきます。

合併20周年を機に、この人権尊重都市宣言をするという案が今回の議会に提案されているわけですが、その中で私たち瑞穂市民は日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、人権問題を人ごとと考えるのではなく、自分の問題として捉えという文言がございます。

そこで、御質問させていただきますが、こちらに今人権問題を人ごとと考えるのではなくという文言がございますが、瑞穂市で人権問題を人ごとと捉えられているような事案があるのか。なぜこのような文言が入られたのかということの市の考え方をお聞きいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） おはようございます。

馬淵議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず議員の御質問の人ごとと捉えている事案はあるかということでございますが、市内で具体的な事案としては報告としては上がってきておりません。

しかし、新型コロナウイルス感染症が蔓延し始めた頃には、感染拡大を防止しようと懸命に働いている医療従事者に対して風評被害が深刻化していることもありました。その子供というだけでいじめられるといったニュースが後を絶ちませんでした。また、陽性になったというだけで引っ越しを余儀なくされるといった例もございました。まだほかにもいろいろな人権を侵

害していると思われる事象があり、今も継続的に発生していると思われます。これらの人権侵害と思われる事象の多くは、インターネットのSNS上で起こっております。子供のSNS上でのいじめも多く発生をしております。SNSは非常に便利で有用なものではございますが、使い方によっては侮辱や嫌がらせ、デマなど誹謗中傷が横行することにもなってまいります。

このようなSNS上での書き込みは、人ごとと思っているからこそこのような行為ができるのだと思っております。自分のこととして捉えることができたならば、他人を傷つけるような誹謗中傷のような行為を慎むことができるのではないかと感じております。

国は、啓発活動重点目標において、キャッチコピーを「誰かのことじゃない」として人権啓発活動を推進しております。様々な人権課題が依然として存在していますが、これらは決して自分以外の誰かのこと、自分には関係ないことではありません。人権問題を自分や自分の身近な人の問題として捉え、互いに人権を尊重し合うことの大切さを認識し、全ての人の人権にも配慮した行動を取ることができるよう、「誰かのことじゃない」が啓発活動重点目標に上げられております。

当市の人権尊重都市宣言におきましても、この「誰かのことじゃない」という理念を基本といたしまして、国の啓発活動重点目標と連動させるため、人ごとと考えるのではなくを文面に挿入いたしました。以上でございます。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第3号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第4、議案第3号和解についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第4号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第4号瑞穂市指定金融機関の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第5号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第6、議案第5号瑞穂市公共下水道事業基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第6号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第7、議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵でございます。

ただいま議題となりました議案第6号瑞穂市いじめ防止対策に関する条例の制定について質問をさせていただきます。

まず初めに、この条例のほうの制定をするということですので、本市におけるいじめの認知方法とそのいじめ認知件数、並びにそのうち重大事態に該当する事案というのはどのくらいあるのでしょうか、そちらをお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） おはようございます。

ただいま御質問いただきましたいじめの認知方法について、まずお答えします。

いじめを認知する発見については、様々な方法で行っておりますが、発見のきっかけとして多いのは本人や保護者からの訴え、それから学級担任が発見する場合がございます。それ以外に、養護教諭を含めた学校の教職員、それから本人の周りの児童・生徒、あるいは年に2回か

ら3回実施しておりますいじめのアンケート調査、そういったものなどから丁寧に把握するようしております。

それから、いじめの認知件数でございますが、令和4年度は小学校では29件、中学校では18件、合わせて47件となっております。そのうち重大事態に該当する事案はございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいまいじめの認知件数のほうを方法とその件数をお話しいただいて、いじめというのはやっぱり少なからずあるもんだなということの認識と、あと重大事態というのは今のところ本市では認知していない、起こっていないというようなことだというふうにお伺いをいたしました。文部科学省の通知でいじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底についてというのが令和5年2月7日に通知がされております。その中で、重大ないじめ事案等は直ちに相談・通報を行うほか、学校と警察が日常的に情報共有や相談を行える体制の構築を求めています。本市の重大ないじめが疑われる場合、警察に相談できる体制が整っているのか。また、警察に相談した事例が重大事態に関わらずあるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 警察との相談体制につきましてお答えしたいと思います。

本市では、日頃から北方警察署と密接に連携を図っておりまして、重大ないじめがもし疑われるような場合があったとしても、警察の担当部署との相談できる体制がしっかり整っていると考えております。

いじめがあった場合には、学校から随時教育委員会に報告があり、内容によっては市役所の市民安全対策監とも連携を図りながら、学校の管理職の指導の下、学校においては生徒指導担当、教育委員会における生徒指導担当、そして北方警察署の担当者と連携を図って、適切に対応できるような体制を整えております。

なお、警察に相談したという事例はございません。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 密接に連絡は日頃から取っているということでもありますし、対策監も市にいらっしゃって、警察出身の方だと思っておりますので、そういった意味では普通に警察とやるよりは日頃からいろんなそういう犯罪と思われるような事案があったときの相談というもできるのかなというふうに聞いておりましたけれども、もう一方で文部科学省の通知で、いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について、そういう先ほど申し上げ

た通知ですけれども、いじめの重大事態の増加等依然として憂慮すべき状態があって、いじめの対応は学校のみでは対応が困難な事案もあると、優先的に対応すべきものとして重大ないじめ事案等における警察連携などを学校設置者である瑞穂市や学校に対して再徹底を図るというふうにされております。

今回のこのいじめ防止対策に関する条例の制定案につきまして、第11条に重大事態への対処を規定しておりますが、その重大事態とは、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める事態及びいじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める事態とされております。とりわけ深刻な事態であるから迅速な対応が必要となるわけで、犯罪行為が含まれる可能性もあるので、警察との連携というのは、先ほどから教育長の認識と同じですが、重要であると考えていますが、この条例においてこの警察との連携というのはどこに規定をされているかということをお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 警察との連携についてですが、条例でいいますと第3条の基本理念のところと、第6条の学校及び学校の教職員の責務のところと、関係機関等との連携を図るという文言で規定しております、そこに含まれていると考えております。

文部科学省の通知についてですが、警察との連携強化と、もう一つ、児童・生徒への指導・支援の充実等について徹底を求めているものでございまして、いじめについては様々な関係機関との連携は不可欠であると考え、特に重大事態でもより重要だと思っております。その場合に、被害児童等への支援、それから加害児童等への指導・支援を含めて様々なそういった対応において警察はもちろんのこと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは医療機関や子ども相談センターなどの専門的な機関などの関係機関との連携が大切であると考えております。

そのような考えから、特に第3条の基本理念のところにあります関係機関等との連携の下という文言を位置づけまして、大切にすべき基本的な構えとして掲げているところでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今重大事態、日頃から連携をしていく、各関係機関が、大事だというお話でございましたので、これが最後の質問にはなりますけれども、今御説明いただいたとおり、警察との連携というのは関係機関の中に入っていると。3条で関係機関が規定されており、さらには6条でいじめ全般に関する市及び市教育委員会の責務というところの条文がございます。この11条以降に重大事態に対する条文があるんですけれども、その中には関係機関という

のがなかなかちょっと出てこない、ワードとして出てこないので見えにくいという部分があるんですが、これは日頃から関係機関と連携しているからもちろん重大事態もそうだというような御答弁をいただいていたので、今後も、あとは補足資料でいただいた資料には矢印等で関係機関との連携を表しているんですけども、市の内部機関ばかりで外部とのものが表されていないということで、答弁としては確認ができたのでいいんですけども、そうした中でこの警察と連携して取り組む条例となっているのかということをお伺いします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 警察との連携につきましては、先ほどお話しさせていただいたように、第3条と第6条の関係機関等と連携を図るという文言に含まれると考えて、特におっしゃるように警察との連携については大事だという認識は私も持っております。

加えて、関係機関との連携については、もう少し具体的なところにつきましては瑞穂市のいじめ防止基本方針というのがございまして、そこに規定をしております。少し申し上げますと、関係機関としましては北方警察署、中央子ども相談センター、医療機関、それから法務局等の人権擁護機関、あるいは市の関係部局等というふうに明記しておりまして、いじめの重大事態になったに関わらず、日頃からこういった機関と協力体制を構築していくことが大事だと思っております。私どもとしては相談して取り組む体制が取れているというふうに判断をしております。これからのいじめの重大事態も含めて、いじめに関する対応につきましては、こういった関係機関のどこの部署と連携を図ると子供にとって一番望ましいかということを考えて対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

そのほか質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 13番 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） おはようございます。

13番 庄田昭人。

ただいまこのいじめ防止条例について、議案第6号について質疑をさせていただきます。

このいじめ防止に対しては、大変大切な子供たちの命を守る、生命、財産を守るといったところであります。先ほど市長も全員協議会の中で、それぞれの先生の初期対応が大切である、そんな言葉も先ほどありました。今後、いじめ防止に対しては先ほど馬淵議員も言われましたが、やはり内閣府や文部科学省でもそれぞれの通告がしっかりと必要であると訴えております。児童相談所に通告をする、警察、教育委員会、それから県教委、児童相談所、福祉事務所それぞれと連携をすることは先ほども教育長も申されました。

しかし、このいじめ防止条例を見ていると、何か市だけで解決をしているような形になって

はないのか。また、先ほども資料説明の中の図を見ても、やはりこれは教育長の説明を受けたので理解ができる、そうではなく、やはりしっかりと明記をしなければならない部分ではなかったのでしょうか。いじめに対する身体的なこと、性的なこと、ネグレクト、心理的なこと、佐藤部長も申されましたが、いじめはSNSという現代の中で行われるのはなかなか発見しにくい。早期発見、早期解決、これがいじめに対して義務づけられている部分ではないでしょうか。その部分が少し見えてこない条例になってはいないかと私は考えます。

その条例の第3条の中でも、しっかりとこの瑞穂市が早期対応していくためには、必要なことが少し見えにくい条例になっていると私は考えますが、この条例に対する早期解決、早期発見、通告、そのことが馬淵議員と同じような答えになるかもしれませんが、一度聞かせていただきたいと思います。早期通告という部分が関係機関に対する早期通告をもっとしっかりと明記しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

このいじめ条例の第3条の基本理念のところ、当然学校内外問わずいじめが行われないようにする旨として行うであるとか、第2項にありますように、いじめの解決に向けて主体的に行動できる、それから先ほども申しましたが、関係機関と連携の下、克服するというようなところの文言を位置づけておりますので、そういった早期発見も含めて取り組むことは明記しているつもりでございます。

また、重大事態の対処のところの第11条に、学校は直ちに報告をしなきゃならないとか、教育委員会は当該重大事態に係る調査を開始するものとするというような、そのままにしておいてはいけないというようなニュアンス、そういったものを込めておりますので、教育委員会としては日頃から学校、関係機関の連携はもちろんですけれども、そういったいじめの事態があったときには速やかに対応するという、そういった思いでおります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） それでは、もう一点、第5条の部分について、市及び教育委員会は第3条に規定する基本理念に基づき、相談環境の整備、その他のいじめ防止及び解決を図るため、必要な施策を講じなければならない。相談環境の整備、これはどのような整備を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 学校においては、当然教育相談担当等の役職もございますし、今現状では子供が相談しやすい人、誰でもいいので相談しやすい人に相談するといったような、そういった対応も取っております。それから、当然市の適応指導教室なんかも相談窓口になってお

りますし、それから市でいうといじめポストというのを設置しまして、誰でもそういった、学校には言いにくいけれども、ほかの場所にといったような体制も整っておりますので、こういったことにつきましては一例を今申し上げましたけれども、子供たちのSOSをいろんな機会を通してというようなことで、少し付け加えますと、先ほどいじめのアンケートもお話しさせていただきましたが、いじめアンケートとして年二、三回は行っています。それに加えて、心のアンケートということで、いじめ以外も含めて子供たちの声を聞く、そういったアンケートも学校によって若干違いはありますが、年二、三回というようなことで、非常にきめ細かな対応をしているつもりでおります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） さらに、この環境整備は今後もきちっと図っていただいて、市ということでありますので、教育委員会だけではなく、市としてもしっかりと子供たちのいじめ、もう一つは虐待、ここはいじめ、虐待という部分の中で、この資料6-2、発生報告といったところで、今保育所なんかとか、幼稚園だとか、小学生それぞれの虐待、これがいじめにつながる、もしくは先生がいじめを誘導するといった事件が発生していると、学校から発生報告というのが難しい事態である。この学校の先生がという、そのいじめを誘導してしまう、そこには早期発見が遅れてしまうのではないかなあ。その部分について、先生をどのように管理という言い方は悪いと思いますが、教育・指導していく形がひよっとするとこの資料6-2、重大事態の発生、これは一つ連絡があったらするよといった何か少し遅れているのではないかな。

もう一点は、先ほどの関係機関に連絡をする部分がここにも明記して、しっかりと対応する。さらにそれぞれの対策委員会、問題対策委員会という委員会を整えるといった部分はこの図ではきれいに見えますが、早期解決といった部分の中でいくと、これは何日かかるんだろうといった図にはなっていないのだろうか。発生から解決までの時間をもっと短縮できるような形はどのように考えているのか、重大事態の発生に対する対応、初期対応、これが委員会をつくることではなく、もっともって初期対応をしっかりとしなければならないのではないかというような図にしか見えないのでありますが、その部分については、初期対応についてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） この資料6-2につきましては、重大事態が発生した場合にどのような動きを取るのかということフロー図にしたところがございますので、こういった順番になるというということによって少し時間がかかるように受け取られるかもしれませんが、実際にいじめが起きた場合には、学校のほうから、特に重大事態に当たるような内容につきましては、すぐに教育委員会に報告がありますので、それを受けて教育委員会が学校と連携を図

りながら、この未然防止対策委員会、これは重大事態のときもそうなんですけれども、学校でいじめがあった場合にはすぐに開かれる学校独自の会議でございますので、学校で起きて教育委員会に報告を待って何とかということではございませんので、特にいじめにつきましては、先ほど申しましたように、何かあったらすぐに学校長、生徒指導関係者が集まって、事実確認をなるべくその日、もしくは次の日ぐらいには関係者から確認をして、どういった事実があったかということをはっきり見極めて、どういった指導をしていくべきか、いつ誰がどんな動きをするのか、保護者の報告はできるだけ速やかにするといったような、そういったのを随時学校におけるいじめ未然防止対策委員会の中でやって行っておりますので、日にちがたてばたつほど複雑化したり大きくなったりする可能性があります、それになる前の対応、初期対応、おっしゃるように、それはそういうことができる体制は整っていると考えております。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 最後であります、このシステムでいきますと、やはり大事なのは瑞穂市長緊急招集、もしくは瑞穂市長として再調査が必要のない場合という判断、これは市長に大きく委ねられている形になってしまっているのではないかなあ、最終判断としては。その部分について、市長としてはこのいじめ防止対策に関する、それは判断は市長に大きなウエートがかかる、大切な愛してやまない子供たちのためにこのいじめ防止を今しっかりとやらなければならないと思いますが、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 庄田議員から、いじめ防止条例の制定についての御質問をいただいております。

いじめ防止に関しては、年2回教育委員会とともに、そして市長部局とともにいじめ防止の連絡協議会などを通じて細かな連携をしております。また、もう一ついじめポストの内容についても、随時即私のほうの手元に入ってくるということで、常日頃からいじめに対してはしっかりとした情報を分析しながら、教育委員会とも連携しながら早期に対応していきたいということを思っておりますので、御理解よろしくお願いを申し上げます。

○議長（若井千尋君） そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第7号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第8、議案第7号瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例に

ついてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第8号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第9、議案第8号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第9号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第10、議案第9号瑞穂市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第10号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第11、議案第10号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第11号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第12、議案第11号瑞穂市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第12号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第13、議案第12号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第13号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第14、議案第13号瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第14号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第15、議案第14号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第15号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第16、議案第15号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵でございます。

ただいま議題となりました議案第15号令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について質問をさせていただきます。

補正予算書58ページ以降でございますが、10款教育費、3項小学校費、4項中学校費、5項幼稚園費に植栽管理委託料の減額が計上をされております。3項小学校費では、植栽管理委託料として446万4,000円の減額、4項中学校費では植栽管理委託料として1,884万3,000円の減額、5項幼稚園費では植栽管理委託料として99万円の減額がされております。

この事業の予算計上については、令和4年12月議会で活発な議論がされ、補正予算に対して附帯決議も賛成多数で可決をされております。委託先でありましたシルバー人材センターの人手不足等により、今までのように委託事業を受けられなくなったため、著しく金額が増額されておりましたが、今回の補正予算では契約差金として減額補正をされております。

では、一体この植栽管理委託に年間どれだけの費用がかかったのか。また、そういったことを整理してちょっと考える必要があると思ひまして、補正予算編成過程に問題があったのではないかとこの観点から質問をさせていただきます。

1つ目ですが、令和4年度当初予算で計上した幼稚園、小学校7校、中学校3校の植栽管理委託料はそれぞれ幾らかお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） おはようございます。

それでは、馬淵議員の御質問にお答えします。

当初予算で計上した植栽管理委託料のうち、シルバー人材センターへの委託料として計上しておりましたのは、幼稚園が17万6,000円、小学校が150万7,000円、中学校が72万6,000円となっており、合計で240万9,000円となっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、令和4年度12月補正予算で計上した幼稚園、小学校、中学校の植栽管理委託料はそれぞれ幾らでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 12月補正予算で計上した植栽管理委託料は、幼稚園が323万4,000円、小学校が3校分で1,277万8,000円、中学校が3,269万2,000円で、合計4,870万4,000円であります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、令和4年度で補正予算を含めて予算計上した植栽管理委託料、それぞれ幼稚園、小学校、中学校幾らでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 議員の言われる想定した植栽管理料ということですが、今お答えしました当初のシルバー人材センターへの委託料と12月の補正予算額を合計した金額になると思いますので、そうしますと幼稚園が341万円、小学校が1,428万5,000円、中学校が3,341万8,000円となり、合計で5,111万3,000円となります。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） では、最終的に入札が実施されて、今回減額補正で上がって、契約差金で上がってきておるんですけども、幼稚園、小学校、中学校それぞれ一体幾らこの植栽管理委託料にかかったのかを伺います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 植栽管理委託の契約額は、幼稚園が民間委託で240万5,000円、小学校の民間委託3校分が924万円、シルバー人材センターへの委託4校分が75万7,000円、中学校は3校とも民間委託で1,424万5,000円となり、民間委託の合計は2,589万円となりました。

なお、入札につきましては、幼稚園、小学校、そして中学校は2つに分けて、4つの契約といたしました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 瑞穂市議会12月議会において、議案第77号令和4年度一般会計補正予算（第7号）に関する附帯決議のほうが賛成多数で可決をされまして、決議には市の予算執行においては予算ありきではなく、経費など十分な事業の精査を行うこと、特に経常的な業務の予算執行においては前例踏襲とならないよう、常に執行状況の把握及び精査を実施していただくこととあります。この12月補正予算で計上された予算というのは、今お話しいただいた金額を見ますと、やはりちょっと過剰な予算計上ではなかったかというふうに私は考えておりますが、数字上を見てもそうではないかと思いますが、その御見解と今後の方針について伺います。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 12月議会の附帯決議を受けまして、本当に剪定が必要な樹木のみを再計算して入札を行いましたが、落札率からすると過剰ではなかったかと思われるところもございます。

今後につきましては、シルバー人材センターが受託できない剪定業務ができたことにより、委託料の増額は免れられません。今回の教訓を基に不要不急なものを確認し、剪定必要量の適正化に努め、最少の経費で最大の効果となるようにしていきたいと考えております。また、場合によっては、樹木の伐採も考えていかなきゃならないと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第16号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第17、議案第16号令和4年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第17号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第18、議案第17号令和4年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第18号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第19、議案第18号令和4年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第19号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第20、議案第19号令和4年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第20号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第21、議案第20号令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

令和4年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第4号）についてお尋ねをしたいと思います。

配付されている資料の議案の118ページ、そこを見ますと、資本的収入としてこれまで他会計補助金としていたものを出資金という形に変更する、そういったものが記されております。私がおもうには、これは前の第5号の議案にありました下水道事業基金条例制定についての説明の中に特定収入がありましたけれども、要はこの特定収入を減らすことによって消費税の還付額、これを増加させる、それがこの目的ではないかというふうに解釈をしておりますけれども、それでよいのかどうか。

そして、また具体的にはこの増加すると見込まれる還付額はどれだけになるかということで、恐らく出資金のうちの消費税相当額になるであろう11分の1、具体的な金額でいけば4年度では640万、若干5年度においては1,580万円程度になるという、そういった見込みでいいのかどうか確認をしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） おはようございます。

関谷議員の御質問のとおりでございます。

資本的収入における他会計補助金を出資金とするのは、消費税法施行令第75条第1項第6号に規定する特定収入に該当しない課税外の収入とすることで消費税の計算を有利にするものです。これは、令和4年度から本則課税に適用が変更になることに伴うもので、出資金は、先ほども言いましたが、特定収入とならず課税仕入税額から特定収入税額を引く必要がないため、消費税の計算上有利に働き、令和4年度の出資金だけ見れば645万8,000円、令和5年度では1,588万3,000円還付される計算となります。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） そうしますと、経理上の処理の問題でありますけれども、この出資金は貸借対照表においては、恐らく資本の部の資本金、ここに計上されるのではないかというふうに思いますけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） そのとおりでございます。

貸借対照表では、向かって左側が資産の部になります。右側が負債プラス資本となりまして、資産イコール負債プラス資産となり、出資金は資産勘定では現金に仕分され、資本勘定では資本金に仕分され、資本金が増額することになります。これは複式簿記のルールでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 私の理解では、これまでは他会計補助金という形で入ってきたときには、長期前受金としてそこに積立てをすると、そして将来の減価償却費の原資としていくと、そのような説明があったように理解をしておりますけれども、そうしますと今回これを他会計補助金ではなく出資金としたことによって、その出資金は先ほどの説明のように資本金に加算されていくということになると、そうしますとこれまで長期前受金で積み立てていたもの、これが積立てをその分できなくなっていくというふうに思います。金額的にはその出資金の分ですので、4年度では7,100万円、5年度では1億7,400万円、この長期前受金というものが減るといえるか、積み立てる部分が積み立てられなくなっていくということになると思います。そうしますと、これまでこの長期前受金というのは将来の減価償却費を賄うための原資であるということになっておりましたけれども、この減価償却費の原資が少なくなる、つまり将来的にこの減価償却費を捻出することに困難を来す、そういったことが起こり得るのかどうか、そういったことについて若干の懸念がありますので、質問いたします。

○議長（若井千尋君） 矢野環境水道部長。

○環境水道部長（矢野隆博君） 関谷議員の御質問のとおり、出資金は資本金となるため、繰延収益の長期前受金には計上されず、将来の減価償却の財源が減少することになります。供用開始前の建設改良費の財源は、主に国庫補助金と企業債であり、残りの5%程度を他会計からの補助金となりますが、供用開始後は受益者負担金をいただくこととなりますが、これが他会計からの補助金に変わりまして長期前受金になり、それとともに一般会計からの負担も減少するので、供用開始後の接続率の向上は大変重要なことと考えております。

また、資本的収入の出資金は建設改良費や企業債償還の元金に充てることとなり、経営が安定するまでは長期的に出資され、それに伴う消費税も還付を受けられると考えているため、将来にも有利になると考えており、他の自身体と同様に資本金とすることは最善の経理であると考えております。以上です。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議事の都合により暫時休憩いたします。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時09分

○議長（若井千尋君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第21号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第22、議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありますので、順番に発言を許します。

5番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番 関谷守彦です。

議長のお許しを得ましたので、質疑をさせていただきます。

令和5年度瑞穂市一般会計予算、1点だけでありますけれども、お尋ねをしたいと思います。

出されております議案書の134ページ、債務負担行為というものがあります。その枠の下から5つ目でありますけれども、金融機関から瑞穂市土地開発公社に対する貸付金の債務保証というものが出されております。私はあまりこれまで気がつかなかったんですけれども、これはずうっと前から計上されているようであります。ところが、現在この土地開発公社については、事実上事業はされていない、そういう公社であります。そして、廃止する廃止しない、そういったことも常に議論の対象になっているという、そういった状況にあるわけであります。そういった現在事実上活動していない公社のために10億円の債務保証を計上しているということがあります。

ここで債務保証を計上するということは、議会が承認したということになりますので、何らかの形で公社が動き出して、どこかの土地を買うという話になった場合には、議会がもう認めていますよという話になってしまうのではないかという疑念がありますので、ここでこういった債務保証を計上する必要があるのかどうかということについてお尋ねをしたいと思います。以上でございます。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、皆様、改めましておはようございます。

それでは、関谷議員の御質問にお答えいたします。

令和5年度瑞穂市一般会計予算の第3条のほうで債務負担行為が出ておりますが、金融機関から瑞穂市土地開発公社に対する貸付金の債務保証について、10億円の債務保証を計上する必要があるのかという御質問ですが、地方公共団体は法人に対して債務保証を行うことは、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律によりまして一般的には禁止がされております。この例外として土地開発公社があり、公有地の拡大の推進に関する法律第25条により、地方公共団体は法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条の規定に関わらず、土地開発

公社の債務について保証契約をすることができる旨規定してございます。

瑞穂市の土地開発公社については、長期間保有土地がない状況ではございますが、将来に向かって大規模事業が立案されている瑞穂市において財政制約の厳しい中の手段の選択肢の一つとして想定されておりますので、継続的に債務負担行為の予算計上を行ってまいりたいと思います。御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今御紹介いただきました公有地の拡大の推進に関する法律第25条で、これを根拠にというお話でございました。ところが、これはあくまでも土地開発公社の債務について保証契約をすることができるといっているだけで、しなければならないという規定ではございません。当然銀行から融資をもらおうとしますと、その債務保証では当然問題になると思いますけれども、あくまでもこれはできるという規定であって、つけなければならないという規定でもない。そして、現実に活動はされていない、特に行うという事業計画も立てておられないという現状です。ですから、今後そういったことを行うということであれば、その段階において、議会でも債務保証をするのかどうか検討をすればいいのではないかという個人的な見解ですけれども、そういったふうに考えた場合にあえてここですということは、議会として白紙にもしてしまう、そういったことになりかねないのではないかという疑問を持ってこの質問をさせていただきますけれども、このことについてはいかがでしょうか。

○議長（若井千尋君） 森市長。

○市長（森 和之君） 関谷議員から、瑞穂市の土地開発公社に対する貸付金の債務保証ということで10億の債務保証を計上しているという御質問をいただいております。

瑞穂市では公共下水道事業、あるいは駅前周辺整備において、この土地開発公社の活用も考えられるところでしたが、今までにおいて活用することがなかったということは、これはこれで私はよかったのではないかと考えています。

しかし、今後については、まだ駅周辺整備はこれから活用することも考えられますし、また他市町においては企業誘致の際にこの開発公社が解散しておったりしておった場合に大変困ったというような、そんな事例も起きております。これから瑞穂市が人口減少していく人口減少対策の一つとして、これから瑞穂市は企業誘致に力を入れていきたいということも人口減少対策の中の一つとして考えていますので、今回計上させていただきますので、またその辺りについても皆様方と相談しながら進めていきたいということを考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） いろいろと相談してというお話でございます。

やはり土地開発公社で何をするのか、そこら辺が一定の方向性があった段階で、それから議会でも債務保証をするという話になっていくと思いますので、そこら辺につきましてはぜひ委員会のほうで御審議をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（若井千尋君） 5番 関谷守彦君の質疑を終わります。

続きまして、8番 馬淵ひろし君の発言を許します。

馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議席番号8番、新生クラブの馬淵でございます。

ただいま議題となりました議案第21号令和5年度一般会計予算について質疑のほうをさせていただきます。

まず初めに、予算概要の67ページ、シート57にございますが、地方創生事業ということでJR穂積駅圏域拠点化構想推進分という事業がございます。こちらのほうに、こちらは穂積駅周辺の活性化、利便性の向上などを掲げるJR穂積駅圏域拠点化構想を推進するとございまして、事業費として1,927万円が計上されております。

まず、この令和5年度はどのような事業予算を計上されたのか、その事業の説明のほうをお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 皆さん、おはようございます。

地方創生事業（JR穂積駅圏域拠点化構想推進分）、いわゆるソフト事業の計上の事業でございますが、令和4年度より3年間地方創生推進交付金を活用しまして事業の展開を図ってきたというところでございます。

構想に位置づけられた事業の推進及び穂積駅周辺の活性化を図るため、まちづくり推進協議会ExSiteの発展・育成を図り、連携して駅周辺のまちづくりを進めたいと考えているところでございます。

令和5年度の当初予算計上分の事業内容といたしましては、この3月にNPO法人化することということで、まちづくり推進協議会ExSiteの活動基盤整備とサードプレイス、JA跡地のところがサードプレイスという名前になりました。サードプレイスでのにぎわいの創出に係る経費が計上されているところです。

昨年度から引き続きとなりますExSiteが自立するための支援といたしまして1,153万6,000円。現在整備しておるユニットハウスの描画、ここに大変有名な方の絵を描いていただきます。こちらへの経費。また、サードプレイスを管理していく中での公衆トイレの清掃経費

などに300万7,000円を計上しています。サードプレイスの中にも公衆トイレを造りますので、そちらのほうの清掃なんかもE x S i t eにやってほしいということでございます。金曜日や夜市、イルミネーション等の事業、今までのにぎわいの創出事業も継続してやっていただきますので、それらの経費が472万7,000円を計上しているところでございます。

まずは、予算計上の分として事業の内容として説明させていただきました。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御説明をいただいて、サードプレイスというのが整備されていく方針だということでございます。

今回この予算、骨格予算ということでありまして、新たな政策的経費というのはなるべく抑えてあるという予算だというふうに認識をしておりますけれども、今度の4月に市長選挙がございまして、その立候補予定者ということで市長が表明されましたので、市長としてこの駅前開発、サードプレイスを含めてどのような展開を考えているのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 今後のことと言われましたが、この穂積駅圏域拠点整備課が推進しているハードの事業がございますね。私どもの企画部のほうは、このソフト事業を進めています。

このE x S i t eというグループが近隣の市民の方々を巻き込んで全体をまとめていけるムードメーカーといいますか、そういう形で動いてくれる組織に育ててくれることを目指しているということで企画部のほうは今進めているところです。

いろんな市からの事業だとか、工事事業とかといったときにやはりまちの中の活性化しているという動きがやはり見えてくると、いろんなことで皆さん参加していただけたらとか、やっぱりいい方向に向かうなあというところが、動きが出てくると思うんですね。そういうところを推進してくれるリーダー的な存在という形で、私どもは今一生懸命自立しなさいということで支援しているということです。ずうっと支援はできませんが、何とか自分たちでお金を稼いで立ち上がっていただけるようにということで、この土曜日にNPO法人になるということで設立のお披露目式がございしますが、そういうときにもお話をさせていただいて、今後とも頑張っていたきたいなということで進めていきたいというところでございます。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） そうしたことで駅のにぎわいというのは、地方創生の3つの拠点だということで進めていただいているというのは認識をしておりますが、政治家としての御答弁を聞きたかったところではございますが、サードプレイスをしっかり整備していただいて人がに

ぎわう、にぎわい続ける、そんなまちにしていだける予算となっていくことを期待しておりますが、次に予算概要の81ページ、シートナンバー86、人権啓発活動推進事業についてお伺いいたします。

令和5年度の当初予算として19万4,000円が計上をされております。この令和5年度人権啓発活動推進事業としてどのような事業を行っていくのか御説明をお願いします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 人権啓発活動推進事業では、令和5年度予算計上している内容は、標語入りボールペンやパンフレットなど人権啓発を行うための物品の作成に係る経費について予算計上をさせていただいております。なお、ボールペンやパンフレットにつきましては、人権講演会や成人式、フェスタなどの場において活用をしていく予定でございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） ただいま御説明いただいた、これは毎年やっている事業かなあというふうに認識をしておりますけれども、この人権尊重都市宣言を合併20周年でされる、そういう提案が今議会にされております。それを可決しますと、合併20周年の式典等で宣言をしていくということになっていくとは思うんですけれども、この令和5年度の新年度予算にそうした宣言をしっかり行っていくというふうな提案をされている市側が、人権啓発活動推進事業として新たに取る事業というものが見えないというのが少し寂しいところでもありますけれども、実際骨格予算だからという理由なのかもしれませんけれども、この宣言をしていくとした以上、金科玉条で掲げるだけではなく、しっかりとした実効性のあるものに私はしていただきたいという思いから質問をさせていただきますが、今後、人権尊重都市瑞穂としてどのように取り組んでいくという新しい事業は検討されたのか、見解のほうを伺います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 議員が言われるように、毎年度市内の保育所や幼稚園、小学校で人権教室を進めております。これは、人権擁護委員さんの協力を得て非常に評判がいいんですけれども、これを毎年続けております。この活動は、近隣からしても結構進んでいる活動だというふうに聞いております。まずは、この活動を継続させていきたいというふうに思っております。

20周年を機に宣言をいたしますが、この先はまた人権擁護委員さんの意見を聞きながら、どういったことでPRをしていくのが一番有効的なのかということも考えながら、今後進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） しっかりと人権尊重都市瑞穂市として活動を進めていただきたいというふうに思います。

続いて、予算概要の114ページ、シート152の生活困窮者自立支援事業について伺います。

令和5年度生活困窮者自立支援事業には3,842万7,000円の予算が計上されております。その事業概要に、生活困窮世帯や独り親世帯の子供などに食事の提供等の支援を行う子ども食堂等運営事業とございます。新たに行う事業というふうに伺ったんですけれども、どのようなものでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） この事業は、岐阜県子ども食堂・子ども宅食運営支援事業費補助金を活用いたしまして、生活に困窮する世帯や独り親家庭の子供など支援を必要とする子供が健やかに育成される環境の整備促進を目的といたしまして、市内での開設運営、定款等を備えているなど一定の条件を満たしている子ども食堂や子ども宅食を実施している団体に対しまして、事業に必要な消耗品、燃料費、光熱水費、賄い材料費などの必要経費を補助するものでございます。補助額は、次のいずれかの額として、新設または拡充の場合に150万円、既存の子ども食堂または子ども宅食には30万円を上限といたしまして、1か所につき5回まで通算5年度分ということになりますが、こちらの補助金を交付するものでございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） そうしたものを新たにやっただけというふうな認識でおりますけれども、実際その予算を計上するに当たって、市内に対象となる団体、どれぐらいの数を見越してその予算を立てたのかというのを伺います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） 令和4年12月末現在ではありますが、市内の民間団体の運営による子ども食堂として3か所を把握しております。予算計上的には、新規の1件、拡充で1件の予算計上とさせていただいております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今後、そうした子ども食堂というのは生活困窮、そして独り親のみならず、幅広い世代、年配の方、お独り暮らしの方、そして妊婦さんも含めて保護者世代、子供さん、そうした人が集う場所になっています。非常に私は期待して大切にしたいなあと思うんですけれども、今後全市に子ども食堂等、家でも学校、仕事場でもない居場所というような形

で広げていくというような考えは、この予算を計上するに当たってお考えになられたのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） これまで生活困窮世帯などを対象といたしまして学習支援、居場所づくり、子ども食堂の事業を瑞穂市社会福祉協議会や学習塾に委託をして実施をしてまいりました。新年度より、子ども食堂・子ども宅食を実施する団体への補助事業を実施することで、市内または地域における居場所づくりのなお一層の充実を後押しできるのではないかと考えております。

また、各校区で立ち上がってきております支え合いの話し合いの場におきましても、各校区に見合った子ども食堂を含めた居場所づくりを地域でつくり上げようという動きも出てきております。そのような動きを、市と社会福祉協議会が連携をして後押ししていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） それでは、次の質問に移ります。

予算概要の8ページ、瑞穂市第2次総合計画の基本計画に基づく主要事業のその他として、障害者短期宿泊事業に54万5,000円のほうが生計上されております。主要事業として取り上げるところでございますが、シートナンバーの89では障害者福祉費の事業概要に障害者短期宿泊事業の開始とございますが、どのような事業でしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） こちらの事業についてでございますが、18歳から65歳未満の市内に住民票を有する身体・知的障害の障害者手帳を所持している方を対象に、家族や保護者の方が傷病、冠婚葬祭などによりましてお世話ができない場合や障害者本人が虐待を受けた場合などに一時的に宿泊先を確保することで、障害者の方の生活支援を行うことを目的とした事業でございます。

短期宿泊先といたしましては、本巢市曾井中島にありますもとす広域連合の大和園の養護老人ホームを利用するべく関係機関等と協議を進めてまいりました。現在、規則の整備、相手方との契約締結に向け事務を進めておるところでございます。利用の際は福祉生活課へ申請書を提出していただきまして、大和園、利用者が利用している相談支援事業所などの関係機関と協議の上、利用の可否を決定することとなります。

利用に係る費用でございますが、1日当たり利用料1,600円、食費500円を現在のところ想定をしております。

なお、この障害者短期宿泊事業は、国が整備を推進しております地域生活支援拠点の一つで

ございます。地域生活支援拠点とは、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することで、5つの機能を備えることとされております。1つ目が相談その他必要な支援を行う機能、2つ目が緊急時の受入れ等必要な対応を行う機能、3つ目が体験の機会、場の提供をする機能、4つ目が専門的人材の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能、5つ目が地域の体制づくりで地域の社会資源の連携体制の構築などを行う機能でございます。この事業は、この5つの中の緊急時の受入れ等必要な対応を行う機能に該当をいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、もとす広域連合のほうの大和園で事業を行うということですが、本巢市、北方町など他市町との連携というのはどのようになるのか伺います。

○議長（若井千尋君） 佐藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤彰道君） こちらは、もとす広域連合の施設を利用する関係上、昨年5月から本巢市、北方町、大和園、もとす広域連合事務局と協議を重ねまして、本巢市、北方町においても来年度から同様に事業をスタートすることとなっております。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 緊急時がなかったということですので、ぜひ整備が進むということは非常にいいことだなあとというふうに思っております。

続いて、予算概要63ページ、シート50、基金元金積立事業費の中のふるさと応援基金について伺いをいたします。

ふるさと応援基金として6億円を積み立てる予算というふうになっております。この規模まで増やしてこられた職員の皆様の努力には敬意と感謝を申し上げるところでございますが、しかしながら予算概要の239ページ、基金年度末残高を見ますと、ふるさと応援基金の残高は令和3年度末で21億3,731万円、令和4年度末で22億9,172万円と増加をしております。今回の令和5年度末は4億2,624万円を取り崩して使用し、6億3万9,000円の積立てをするという予算計上になっております。そして、令和5年度末の基金残高として24億6,552万円となり、基金が増加するという当初予算になっております。

そこでお伺いをいたしますが、この返礼品をふるさと納税を寄附していただいた方には約3割ぐらいでしたかね、あとは経費だと聞いておりますが、返礼品ということで報償費というところで一般会計から支出をされておりますが、用途を限定した形、いわゆる寄附者の思いを伺った形で寄附として歳入に入ってきます。管理上、市の基金として積んでいるというふうには思いますけれども、財政調整基金や公共施設整備基金のように残高を持っておく必要がないも

のではないかなあと私は考えます。市のふるさと応援基金の現在の取崩し方針と今後の方針について伺います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 馬淵議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、瑞穂市を応援していただける方が増えまして、寄附金が年々増加しております。御寄附をいただいた方は、瑞穂市ふるさと応援寄附条例第2条の規定によりまして、第1号から第8号の使い道を指定され御寄附をいただいております。今後もその目的に沿った事業に積極的に繰り入れて事業を実施していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 積極的にというお言葉がありましたので、少なくとも基金の残高を減らしていくぐらい使っていくということ、つまりこれをためているということは市民サービスがそちらに使える分を使っていないということになりますので、ぜひ今のお言葉どおり、積極的に御利用いただけるとありがたいと思います。

次の質問です。

予算書37ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、1節報酬の中に特別職報酬等審議会委員報酬についてがございます。こちら、令和5年度一般会計予算に特別職報酬等審議会委員報酬が4万8,000円計上されておりますけれども、令和5年度に特別職報酬等審議会が開催される予定はあるのか伺います。

○議長（若井千尋君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） まずは結論から申し上げますと、開催の予定でございます。

現在の社会経済情勢や市の財政状況、他の類似団体との比較及び過去の報酬等の改定経緯を総合的に勘案いたしまして、また、さきの報酬等審議会におけます答申内容も踏まえまして、令和5年度に審議会を開催する方向で進めておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 開催するというところでございますので、予算計上もされておるわけですが、前回の審議会の答申、ちょっとそちらのほうを御紹介だけしておきますが、平成28年10月3日によれば、特別職報酬等審議会の答申の終わりに、本審査会の開催については前回から続けて議員選挙後に諮問が行われているが、議員選挙1年前までに報酬月額を審議できるように開催することが望ましいと考えているというふうに答申が受けてありますので、それ

に基づいてやられるということで思っております。

では、次の質問ですけれども、予算概要の4ページ、瑞穂市第2次総合計画基本計画に基づく主要事業として自主運行バス運行費負担金、4路線としまして8,153万8,000円が計上されています。市内を循環するコミュニティバス「みずほバス」により市民の移動手段を確保するというふうにしておりまして、こちらの予算を計上するに当たって岐阜バス路線撤退により、岐阜市民病院へ行く交通手段が困難になっているという市民の声をよく耳にします。また、多くの市民の方から、免許を返納した後、病院やスーパーに行く交通手段がない、もしくは不便であるという意見を先般開催いたしました議会主催の意見交換会でも伺っております。

この予算を計上するに当たりまして、みずほバス運行ルートに病院である、新たに大野町に移転される揖斐厚生病院だとか岐阜市民病院、そして大垣市民病院など、そうした病院へのルートやスーパーに不便なく行けるルートの変更というのは検討されたのかどうか、そしてまた今後はどうされていく予定なのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 公共交通につきましては、3年に1度、路線、バス停の位置などを見直すこととしております。令和5年度はその年に当たるため、病院までの交通手段の確保を含め、バス路線に対するニーズやこれまでいただいた意見を参考にさせていただきまして、みずほバスの路線の見直しを行いたいと考えております。

その中で、議員の御質問の岐阜市民病院へ行く交通手段が困難になっていることへの今後の方針といたしまして、みずほバスと岐阜バスの北方河渡線の結節点を強化することで解消を図るということを今検討しております。

内容といたしましては、岐阜バス路線である北方河渡線にありますサンタウン通りバス停があります。こちらに乗っていただければ岐阜市民病院のほうを経由して岐阜駅まで行けるんですけども、こちらのサンタウン通りバス停とみずほバスの最寄りのバス停である馬場光町バス停というのがちょっと離れ過ぎているという御指摘もございます。230メートルほど離れているんですけども、こちらのみずほバスのバス停をサンタウン通りバス停まで結びまして、極力歩行のないような、負担をかけないような乗り継ぎができないかというところを今検討しているというところです。

今後につきましては、これは北方町との協議が必要になりますので、北方町さんとの地域公共交通会議を諮りまして、令和6年度4月より岐阜市民病院のほうへ行けないかということで考えていきたいと考えております。

議員御指摘の揖斐厚生病院や大垣市民病院については、今具体的な検討には至っておりませんが、御意見は参考にさせていただきたいと思っております。

みずほバスは、まずは穂積駅までの速達性を重視しているという公共交通機関でございます。

日常の買物等交通手段の検討につきましては、きめ細かいところが必要となりますので、また違う手法で検討していきたいと思っています。各務原市がやっているチョイソコかかみはらだとか、いろんな無人バスだとか、そういうのも研究は今しているところでございますが、なかなか打開策がないというところで今苦慮しているというところです。

以上、答弁とさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 今、困難になっているところを解消していくようなことも考えているということでございますが、瑞穂市は自分のまちで持っている施設ってなかなか少ないんですね。病院は市民病院のような大きいものはございませぬし、体育館とかも他市に行くことが多いわけでございますが、こちらは今高齢者の交通手段のない方が対象ですけれども、瑞穂市の市境というんですか、市の境界線をまたいでいくということも十分お考えを広げていただくことも必要ではないかなというふうに思いますが、次の質問に移っていきますけれども、残り2問ですのでもう少しお付き合いください。

予算概要3ページの、先ほどの瑞穂市第2次総合計画基本計画に基づく主要事業として、防災士養成講座委託料として343万5,000円が拡充事業として計上されています。概要に、地域防災力の要となる防災リーダー等の人材育成を図り、地域の組織体制を強化していくと記載をされています。会派の説明会では、防災士養成講座を瑞穂市が独自に開校して、防災士資格を持つ人を増やしていくというお話を伺いました。

そこで質問をいたしますが、この防災士養成講座を瑞穂市で開催して防災士資格を持つ人を増やしていくことは非常に大切なことではあります。加えて、その予算編成の過程において、誕生した防災士や現在取得をされている防災士の方をつなぐ協議会というものを設置していくというようなことを検討されたのかどうかお伺いします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 現在は、議員御指摘のとおり、市内には防災士の資格を取得された方100名ほどお見えになります。それぞれ個人的に取得された方がほとんどでございますが、防災士に関する組織化はされていない状況でございます。

令和5年度の当初予算では、新規事業として地域から選出された方などを対象に防災士の資格を取得していただくための養成講座を実施する経費を計上させていただいているところでございます。こちらのほうは、今までですと自治会から推薦された方を防災士で受験してもらって名古屋とか岐阜へ行かなきゃならないんですけど、半額を補助するという制度はございましたが、今度は市単で、50名ほど集めれば市で開校できるということになりますので、例えば市の施設で受講していただくということが出来ます。こちらのほうを自治会長さんにお話しさせ

ていただいで進めたいということでございます。

御質問の協議会の設置につきましては、今までに資格を取得されました防災士の皆さんと今回養成講座によって取得された方により組織化する協議会を計画しております。その際には社会福祉協議会から認定されております災害ボランティアコーディネーターの方も関連する部分が多いと考えられますので、養成講座の実施と協議会への組織化を関連づけて調整を図っていききたいと考えているところです。

この防災士の方々ですけれども、各自治会ですとか、校区の避難訓練、それから避難所運営訓練、そちらのほうの運営協議会のほうですけれども、そちらのほうでリーダーとなっていただけのような、そういう方を育てていきたいということで、組織上も固めていきたいということで今進めているということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 協議会等をつくる予定だということで、瑞穂市は災害について心配な歴史もあったところがございますので、市民の声も、これも意見交換会で伺いますが、たくさんあるということですから、取得をされてしっかりとやっていただきたいと思います。

最後の質問になります。

予算概要66ページ、シート56、地方創生事業の総合政策課一般分についてお伺いたします。

地方創生事業の総合政策課一般分に734万6,000円が計上をされ、まち・ひと・しごと総合戦略に基づいて市の魅力発信を進めるため、地域ブランド戦略を進めるとされております。まち・ひと・しごと創生総合戦略事業、令和2年から令和6年度事業として移住の促進、東京圏からの移住支援金、清流の国ぎふ移住支援金を行っていく予算が計上をされています。

この予算を計上するに当たりまして、以前の会派の説明会で伺いましたけれども、移住促進として東京圏からの移住支援金、清流の国ぎふ移住支援金がこれまで計上されておりましたが、あまり利用されていないというふうなことでございました、実績を確認したらですね。と私は受け取りましたが、移住を促進するということで人口増加効果があり、いつまでも幸せに生き続けられる瑞穂市というのをつくるのが大切だというふうに考えております。ですので、この国・県の支援金に加えて、市独自で同居・近居を促してにぎわいのあるまちをつくっていくために、同居・近居など移住・定住を促す補助金等の検討というのはされたのか。されていないということでしたら、今後どのようにその問題について市は考えられるかお願いいたします。

○議長（若井千尋君） 山本企画部長。

○企画部長（山本康義君） 東京圏からの移住支援金につきましては、今年度の交付はありませんでしたが、昨年度1件の実績がございました。また、問合せも多く寄せられてきている状況になりました。支給条件に合致することがなく、支給には至りませんでした。来年度からは

子供1人当たり30万円から100万円の加算ということになりまして、さらに問合せが増えることが見込まれると思っております。

また、県のほうでございますが、清流の国ぎふ移住支援金につきましては、今年度2件の実績がございました。既にもう一件御相談をいただいている申請者につきましては、来年度1件の支給を予定しているところでございます。この本支援金は、県外からの移住者を対象としておりまして、該当者も多く、制度の周知が進めば、さらに申請件数の増加が見込まれるところでございます。

なお、東京圏からの移住支援金は国が2分の1、県が4分の1を負担しております。清流の国ぎふ移住支援金は、県が2分の1を負担しておるため、市の財政的な支出が抑えられているところでございます。

議員御指摘の市独自の補助につきましては、現時点では同居・近居を条件とした国・県からの支援はございません。一般財源での当該補助制度を実行するという事は、今のところは困難と考えております。特に東京圏からの移住支援金は、年を追うごとに支援内容が充実しておりまして、今後なお一層東京一極集中の打開を進めていく国の方針が示されたものに基づくものと思っております。まずは、現在、国・県の補助制度がありますこの2本の制度を活用しながら、暮らしやすい瑞穂市の魅力をより一層発信するという事で、多くの移住者を呼び込んでいきたいと考えておるところでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（若井千尋君） 8番 馬淵ひろし君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 議席番号13番 庄田昭人。

議案第21号令和5年度瑞穂市一般会計予算について質問させていただきます。

予算概要から説明をさせていただくと分かると思いますが、シート番号314番、そこには事業名、大月多目的広場管理事業、事業概要の中には中山道大月多目的広場というふうになっております。この場所については、サンコーパレットパークというような、サンコーさんから企業名をいただきなされておりますが、まずは少し、事前通告もありませんがお伺いをしたいと思います。

この広場についての正式名称をお伺いいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 中山道大月多目的広場、これが正式名称になると思います。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） その314番、事業概要の中にあります土地借り上げ料、昨年は209万1,000円、本年度は198万というふうに少し料金、借り上げ料が変化しておりますが、何か借り上げについて変化があったのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 実は、この事業の中に直接、要は大月の広場ではありませんけれども、今回の平和の鐘ができましたけれども、そこに1筆借地がありまして、その借地料も昨年度までは入っております。この4年度中にその要は買収というか、あれができましたので、来年その土地が1筆減りますので、土地の借り上げ料が前年に比べて減っているということでございます。よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） また、今回の令和5年度では植栽管理委託料、これが大きく昨年度の事業費と同じぐらいの800万円というふうについておりますが、まだ高木がないような事業だと思いますが、800万円という内容についてお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 令和4年度はオープン初年度ということで手探りな状態で維持管理をして、年度途中補正予算もお願いしてやっていたところであります。5年度の800万円につきましては、今年度の実績を踏まえながら一応計上しております。植栽の管理というよりはやっぱり芝生の管理のほうがかなりお金がかかると考えております。そちらのほうの予算が高額になっておるといふことで御理解をいただきたいと思ひます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） 昨年の利用者数は15万人ということをお記憶しておりますが、令和4年度の利用者数というのは把握しておられますでしょうか。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 正式な数値は今持っておりませんが、3万4,000人弱だと思ひます。これにつきましては、今後の文教厚生委員会協議会のほうで正式な数値は報告させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） まだ1か月ほどあります。伸びる可能性があるかもしれませんが、5年度はどのように見込んでいるのかお聞かせください。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 教育委員会として特段いろんな事業を展開しているという事は、今のところございませんけれども、市制20周年の関係でいろんな事業に使っていただきますので、今年度よりは多くの方が御利用いただけると思っております。今年度につきましても、最初にオープンいたしまして、6月に芝生広場がオープンということで、そのときにキッチンカーマルシェをやりました。要は、やはり今年度1年見てみますと、当たり前かもしれませんが、やっぱり秋と夏の来場者が多いという、行楽シーズンのときに多い、暑い夏、寒い冬はやっぱり利用者が少ないということですので、その辺を見ながらまた教育委員会だけじゃなくして、市全体で事業を展開して利用者の増大を図っていきたいと思っております。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（若井千尋君） 庄田昭人君。

○13番（庄田昭人君） もう一点、去年は新聞報道、またテレビ放送もされた車が入ったといった事案が発生しました。せっかく市民の中で植えた芝生でありました。大切な、管理をしなければならぬ、しかしこの2023年7月1日から特定小型原動機付自転車、電動キックボードといわれるものが16歳以上で免許なしで乗れるといったことが改正されます。ヘルメットも努力義務というような手軽なキックボードになります。結構高額な商品だと思いますが、免許なしで乗れるといったことによりますと、またあの芝生広場に気軽に入ってしまうのではないかと、時速は道路を走るためには20キロ走行してもよいよということになりますので、芝生広場にそのような電動キックボードが気軽に入ってしまうのではないかなあ。原付は免許があるので、これは入らないであろうと理解をしますが、免許なしの中で気軽に入ってしまったら、芝生が、もしくは公園が、子供たちに危険が及ぶようなことにならない、これは対策をしなければならぬと思っておりますが、この2023年7月1日からの原動機付自転車についての対策について何か考えているのかお伺いをいたします。

○議長（若井千尋君） 佐藤教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（佐藤雅人君） 具体的な対策というのはないのが現状であります。昨年、今御指摘いただきました車の乗り入れがありまして、一応北と南に簡易ではありますけど、防犯カメラのほうだけは設置してあります。私どもとしては、やはり利用者の方のマナーというのを一番信じたいところであって、そういうのがあってほしくないですし、あらかじめそういうのを対策を打つというのはどうかなというところもありますので、もしも、起こってしまったらになるかもしれませんが、その時々によって対応はしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（若井千尋君） そのほか質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第23 議案第22号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第23、議案第22号令和5年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 議案第23号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第24、議案第23号令和5年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第24号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第25、議案第24号令和5年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第25号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第26、議案第25号令和5年度瑞穂市水道事業会計予算を議題としま

す。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第26号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第27、議案第26号令和5年度瑞穂市下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第27号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第28、議案第27号市道路線の認定について（その1）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第29 議案第28号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第29、議案第28号市道路線の認定について（その2）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第29号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第30、議案第29号市道路線の認定について（その3）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第30号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第31、議案第30号市道路線の認定について（その4）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第31号について（質疑）

○議長（若井千尋君） 日程第32、議案第31号市道路線の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第1号及び議案第3号から議案第31号までについて（委員会付託）

○議長（若井千尋君） 議案第1号及び議案第3号から議案第31号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託をします。

散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時05分